

1. 風災、^{ひょう}雹災、雪災の自己負担額の改定

～築30年以上または築年数不明の建物を含む場合～

自己負担額0円・1万円・3万円を選択した場合でも、5万円の自己負担額が適用される改定を実施します。

築30年以上または築年数不明の建物を含む場合

選択した自己負担額	事故区分ごとの適用される自己負担額					
	火災、落雷、破裂・爆発	風災、 ^{ひょう} 雹災、雪災	水災	盗難による盗取・損傷・汚損	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など、漏水などによる水濡れ、騒擾など	不測かつ突発的な事故
0円	0円	5万円		0円		5万円
1万円	1万円	5万円		1万円		5万円
3万円	3万円	5万円		3万円		5万円
5万円				5万円		5万円
10万円				10万円		10万円



建物の風災、^{ひょう}雹災、雪災の事故による支払保険金は高額となる傾向があります。特に築30年以上の建物は大きな損害に繋がることが多く、大幅な保険料の引き上げが必要な状況です。保険料の引き上げ幅を抑え、万が一の大きな損害に対する補償を今後も安定的に提供し続けていくため、損害額の一部を自己負担としていただく改定を行います。



自己負担額とは

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、お客さまが自己負担する額をいいます。損害の額から自己負担額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

THE すまいの保険 THE 家財の保険

2. 安心更新サポート特約の改定

安心更新サポート特約により自動更新する場合、建物の保険金額は、物価変動等をふまえた最新の[※]新価評価額[※]に応じた保険金額を設定するように改定します。現在、安心更新サポート特約をセットしている契約についても適用されます。

詳細は当社オフィシャルホームページ

(<https://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/habitation/announce/con3/>)を参照してください。(2024年7月1日公開予定)

※ 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。



円安・建設需要増による資材コストの上昇、人手不足・働き方改革による労務コストの上昇により、同等の建物であっても再取得する場合に建築当時よりも高い金額がかかるケースが増加しています。万が一事故があった時に十分な補償を受けられないことがないように、新価評価額および保険金額の設定方法を見直します。



安心更新サポート特約とは

万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がある特約です。

THE すまいの保険 THE 家財の保険

3. すまいとくらのアシスタントダイヤルのサービスの改定

社会問題にもなっている空き家の「管理、活用、売却」について、30分程度の一般的なご相談に対応する「空き家相談サービス」を追加します。実際に空き家を所有している方だけでなく、相続などの将来を見据えてのご相談にもご活用ください。

また、利用実態を鑑み、「健康・医療相談サービス」は保険始期日から、1年ごとの利用回数を10回までに制限する改定を実施します。本サービスの改定は、ご契約の保険始期に関わらず2024年10月以降に適用します。

サービスの受付時間	サービス名		
24時間 365日受付	水まわりのトラブル 応急サービス	かぎのトラブル 応急サービス	介護関連相談サービス
	防犯機能アップ応援サービス	改定 健康・医療相談サービス	
平日 午前10時～ 午後5時	住宅相談サービス(原則予約制)	法律相談サービス(原則予約制)	
	税務相談サービス(原則予約制)	NEW 空き家相談サービス(原則予約制)	



すまいとくらのアシスタントダイヤルとは

日常生活やお住まいのトラブル等でお困りの際に、専門業者を手配しての応急処置や、お電話でのご相談等に対応するサービスです。

THE すまいの保険 THE 家財の保険

4. 借家人賠償責任総合包括契約に関する特約の販売停止

借家人賠償責任総合包括契約に関する特約について、新規・更改ともに販売を停止します。

今後は各戸室ごとに借家人賠償リスクに備えていただくよう、入居者さまへご案内してください。なお、入居者さま向けの火災保険(THE 家財の保険)もごさいますので、取扱代理店までご相談ください。



借家人賠償責任総合包括契約に関する特約とは

マンションやアパート等の共同住宅の入居者さまの借家人賠償責任や修理費用を包括して補償する大家さん向けの特約です。

THE すまいの保険 THE 家財の保険

- 「THE すまいの保険」「THE 家財の保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「パンフレット兼重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」などをご確認ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

〒279-0013 千葉県浦安市日の出6-2-B-302
TEL 047-380-8742
<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>